



鳥取県公報

平成16年6月4日(金)
第7591号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定（2件）（442・443）（障害福祉課）..... 1
選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正（27）..... 2
公 告	平成16年度毒物劇物取扱者試験の実施（医務薬事課）..... 2
調達公告	公募型指名競争入札の実施（管財課）..... 4
雑 報	平成16年度宅地建物取引主任者資格試験の実施（住宅政策課）..... 6

告 示

鳥取県告示第442号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年6月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 ウイズユー	鳥取市晩稲40 - 1	ウイズユープリウス	鳥取市徳尾151 - 13	地域生活援助	平成16年5月26日
”	”	ウイズユーステップ	”	”	”

鳥取県告示第443号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年6月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
-----	------------	------------------	--------------------	--------------	-------

		所の名称	所在地		
社会福祉法人 和	倉吉市福庭町一 丁目365 - 2	ホーム虹	倉吉市上余戸556	地域生活援助	平成16年5月26日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年6月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前																	
1 病院		1 病院																	
<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>岩美町国民健康保険 岩美病院</td><td>岩美郡岩美町大字浦富 1029 - 2</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	施設名	所在地	略		岩美町国民健康保険 岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富 1029 - 2	略			<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>岩美町国民健康保険 岩美病院</td><td>岩美郡岩美町大字浦富 652</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	施設名	所在地	略		岩美町国民健康保険 岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富 652	略		
施設名	所在地																		
略																			
岩美町国民健康保険 岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富 1029 - 2																		
略																			
施設名	所在地																		
略																			
岩美町国民健康保険 岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富 652																		
略																			
2 ~ 4 略		2 ~ 4 略																	

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、平成16年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成16年6月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 試験の日時
平成16年8月26日（木） 午前10時50分から午後2時30分まで
- 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に該当するものを除く。）

4 試験の方法

次に掲げる事項について筆記による試験を行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (4) 毒物及び劇物の識別

なお、(3)及び(4)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物に、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

- ア 県内居住者 最寄りの保健所又は保健所支所
- イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部医務薬事課（〒680 - 8570鳥取市東町一丁目220）

(2) 提出書類

- ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するものによること。）
- イ 履歴書（日本工業規格によるもの）
- ウ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横4センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）
- エ 受験票となるはがき（アとともに配布するものによること。）

(3) 受験に関する書類の受付期間及び時間

平成16年6月21日（月）から同年7月9日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

なお、郵送の場合は、平成16年7月9日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、願書の提出までに鳥取県福祉保健部医務薬事課に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、平成16年8月19日（木）までに鳥取県福祉保健部医務薬事課から本人あてに送付する。

8 合格者の発表等

- (1) 合格者の受験番号を、平成16年9月14日（火）発行の鳥取県公報に公告し、同日午前9時に鳥取県庁1階ロビー掲示板及び鳥取県内各保健所・支所に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。

この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県福祉保健部医務薬事課に受験票又は運転免許証等本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 その他

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部医務薬事課（電話 0857 - 26 - 7203、ファクシミリ 0857 - 21 - 3048）

鳥取保健所（東部福祉保健局）（電話 0857 - 22 - 5691）

倉吉保健所（中部総合事務所福祉保健局）（電話 0858 - 23 - 3144）

米子保健所（西部福祉保健局）（電話 0859 - 31 - 9316）

日野保健所（日野総合事務所福祉保健局）（電話 0859 - 72 - 2032）

鳥取保健所郡家支所（東部福祉保健局八頭支局）（電話 0858 - 72 - 0132）

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年6月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 鳥取警察署庁舎新築工事に係る基本・実施設計委託

(2) 業務内容

本件業務は、共同企業体による共同設計により、鳥取市千代水に建設予定の鳥取警察署の庁舎棟等の新築工事（建設設備工事及び外構工事を含む。）及び同署の既存庁舎棟等の解体工事に係る基本設計及び実施設計の業務を行うものである。

(3) 対象建築物の構造及び規模

ア 庁舎棟 鉄筋コンクリート造4階建 延べ面積 約4,850㎡

イ 付属棟 鉄筋コンクリート造平屋建 延べ面積 約 150㎡

ウ 車庫棟 鉄筋コンクリート造2階建 延べ面積 約1,250㎡

エ 自転車置場1 鉄骨造平屋建 延べ面積 約 130㎡

オ 自転車置場2 鉄骨造平屋建 延べ面積 約 150㎡

カ 解体建物 延べ面積 2,685㎡

既存庁舎棟 鉄筋コンクリート造3階建 延べ面積 2,149㎡

既存倉庫棟 鉄骨造平屋建 延べ面積 146㎡ 他

(4) 業務期間 平成16年6月から平成17年3月18日まで（ただし、基本設計は、平成16年9月30日までにを行うものとする。）

(5) 予定価格 59,651,550円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

エ 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第700号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

オ 平成16年6月4日（金）から同月16日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 平成16年4月1日（木）から同年6月16日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建築士法第4条第1項の規定による一級建築士に係る免許（以下「一級建築士免許」という。）を受けている者を5名以上有すること。

イ 平成7年度以降に業務が完了し、成果品を納入している1棟の延べ面積が2,000平方メートル以上の建築物（昭和54年建設省告示第1206号別添1の別表第1の建築物の用途等による類別の第1類に規定する複雑な設計等を要しない工場、車庫、市場、倉庫等以外の建築物で鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるものに限る。）の建築設計の業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が10分の6以上のものに限る。

ウ 本件業務の実施期間中、建築士法の規定による一級建築士として5年以上建築設計の業務に携わった経験を有する者を管理技術者として配置できること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

一級建築士免許を受けている者を4名以上有すること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年6月4日（金）から同月16日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年6月4日（金）から同月16日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁本庁舎2階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁本庁舎2階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係（電話番号0857 - 26 - 7085）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名され
るとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件業務の落札者は、1の(5)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

雑 報

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成16年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成16年6月4日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 小 野 邦 久

1 試験の日時 平成16年10月17日（日）午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により試験の一部の免除を受ける者（以下「指定講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時までとする。

2 試験の場所 倉吉市福庭854 鳥取短期大学

3 試験の内容

(1) 内容 おおむね次の事項について行う。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利並びに権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令並びに実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、指定講習修了者については、ア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令 平成16年4月1日現在施行されている法令による。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法 4肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、指定講習修了者については、45問とする。

5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 試験案内及び受験申込書の配布

(1) 配布期間 平成16年7月5日(月)から同月30日(金)までとする。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。

(2) 配布場所 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部並びに鳥取県生活環境部住宅政策課、中部総合事務所及び西部総合事務所の県土整備局建築住宅課並びに鳥取地方県土整備局建築住宅課

7 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 7,000円

(2) 納付方法 受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人負担とする。)

8 受験申込

(1) 申込期間及び時間 平成16年7月26日(月)から同月30日(金)までの午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 申込場所 次の場所に、(3)の書類を提出すること。なお、郵送による場合は、社団法人鳥取県宅地建物取引業協会(鳥取市川端二丁目125鳥取県不動産会館2階)へ、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと(平成16年7月5日(月)から同月30日(金)までの日付の消印のあるものに限り有効とする。)

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部	鳥取市川端二丁目125 鳥取県不動産会館1階
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会中部支部	倉吉市東巖城町120-2 ヨコジュウビル3階
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	米子市目久美町34-17

(3) 提出書類

ア 受験申込書(裏面に受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)

イ 写真1枚(受験申込前6箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)

ウ 指定講習修了者にあつては、講習修了者証(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のものに限る。)

9 合格発表

(1) 発表の期日 平成16年12月1日(水)

(2) 発表の方法 8の(2)の申込場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

10 試験に関する問合せ先 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会(電話 0857-23-3569)

